

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月10日
【会社名】	ひまわりホールディングス株式会社
【英訳名】	HIMAWARI HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 地 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目11番1号
【電話番号】	(03)5400 - 4133(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 寺 田 義 秋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目11番1号
【電話番号】	(03)5400 - 4133(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 寺 田 義 秋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,200,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所  (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下、「本件第三者割当」といいます。）は、平成23年11月10日（木）開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	12,500,000株	1,200,000,000	600,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	12,500,000株	1,200,000,000	600,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
96	48	100株	平成23年11月30日(水)～ 平成23年12月29日(木)		平成23年11月30日(水)～ 平成23年12月29日(木)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 払込期日までに、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本普通株式に係る割当は行われな  
こととなります。
- 4 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記申込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしたします。
- 5 本件第三者割当に係る払込みの実施は、当社と割当予定先との間で合意された所定の人員削減策（当社及びひまわり証券株式会社（以下、「ひまわり証券」といいます。）の従業員の合意退職及び有期契約の締結、3週間程度（平成23年11月11日から平成23年11月30日まで）の実施期間を想定している希望退職募集手続きの実施等）の完了を条件としております。当該人員削減策の進行状況によっては本件第三者割当に係る払込日が前後する可能性があり、当該手続きが遅延した場合等の不測の事態に備え、日程上の余裕をみておく必要があることから、本件第三者割当においては、平成23年11月30日から同年12月29日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。
- 6 本件第三者割当に係る実際の払込日は、当社と割当予定先との間で合意された所定の人員削減策の実行が完了した日の翌営業日となる予定です。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ひまわりホールディングス株式会社 経営企画部	東京都港区海岸一丁目11番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 銀座支店	東京都中央区銀座6丁目10番15号

## 3 【株式の引受け】

該当事項ありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,200,000,000	70,000,000	1,130,000,000

(注) 主な発行諸費用の内訳は、本件第三者割当に係るフィナンシャル・アドバイザーである大和証券キャピタル・マーケット株式会社へ支払予定のアドバイザー手数料56,000,000円、本件第三者割当に係るリーガル・アドバイザーである潮見坂総合法律事務所に支払予定の弁護士費用7,000,000円、登録免許税4,200,000円及びその他諸費用2,800,000円からなり、概算額に消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

本件第三者割当により調達する資金は、本件第三者割当に係る払込が行われた後、平成23年12月末日までに、全額を当社100%子会社であるひまわり証券への出資に充当いたします。ひまわり証券は、当該資金の全額をFX事業における運転資金（ひまわり証券とカバー取引に係るカウンターパーティ（インターバンクに参加する金融機関）との間の受け払いの時点と、顧客取引にかかる分別金信託の差し替えの時点とのタイムラグが発生することで、ひまわり証券に必要となる決済用現預金残高）に充当いたします。

本件第三者割当は、ひまわり証券の喫緊の課題である財務基盤の強化（詳細は「第3 1 c. 本件第三者割当実施の背景」ご参照）を達成するために必要不可欠な資金調達であると考えており、当該資金使途には合理性があるものと判断しております。

ひまわり証券のFX事業は、カバー取引に係るカウンターパーティとの間の決済資金の受け払いと顧客取引に係る分別金信託の差し替えに1日のタイムラグが生じるため、一定の決済用現預金残高を随時確保しておくことが必要であり、平成23年10月における決済用現預金残高の平均額は約14億円となっております。また、当期における決済資金の必要額は、平成23年8月に9億円を超える日もありましたが、各月の最大額は概ね5億円となっております。この決済資金の必要額は、顧客の取引残高の多寡や外国為替相場のボラティリティによって変動し、外国為替相場が大きく変動する場合などに、一時的に増加します。例えばリーマンショック後のボラティルな相場においては、一時的に17億円程度の決済用現預金残高を必要としたこともあります。当該決済資金を追加的に確保しようとする場合、現在の当社の有利子負債（リース債務を含む。）残高の水準（平成23年9月末時点での残高79億57百万円）を考えれば、借入れ等による負債性の資金調達には限界があり、手元現預金を積み増すためには資本性の調達しか方法がないものと考えます。当該決済資金が不足した場合、信用力の低下から外部からの資金調達も困難になることが予想されるため、ひまわり証券が今後も安定的なサービスを提供していくに当たっては、このような一時的な資金需要の増加に耐えられる十分な決済用現預金残高を保有していることが重要であると考えており、上記のリーマンショック後に必要となった決済用現預金残高（約17億円）に、さらに有事のバッファとして3億円程度を

加えた20億円程度の決済用現預金残高を確保しておきたいと考えております。

決済用現預金残高の充実は収益の向上に影響するものではありませんが、決済用現預金残高が不足し決済不能に至れば、カウンターパーティとの取引が継続できなくなり、FX事業の継続は困難となります。今回の資金調達により、決済用現預金残は26億円程度となり、ひまわり証券はリーマンショック後に一時的に必要となった17億円に、有事のバッファである3億円を加えた決済用現預金残高20億円を超えて確保することができ、突発的かつより大規模な決済資金需要の増加への対応能力が大幅に改善することを通じて、顧客及び取引先からの信用力を向上させ、より安定的に事業運営を図ることができるようになります。

また、財務安定性の面では、本件第三者割当により、ひまわり証券の自己資本規制比率（平成23年9月末時点で150.6%）が約75ポイント改善し、より安定した経営基盤の構築が可能となります。なお、上記の自己資本規制比率の改善幅は、平成23年9月末時点のリスク相当額（15億96百万円）を用いて計算しております。実際にひまわり証券に対して出資が行われる時期は本年12月末までを予定しておりますが、当該時点では、上記の平成23年9月末時点の自己資本規制比率より減少している可能性があります。

なお、本件第三者割当の払込みに係る条件（金融商品取引法による届出の効力発生及び当社と割当予定先との間で合意された人員削減策の完了）が充足されず、払込みがなされなかった場合、本件第三者割当により企図しておりました当社グループの財務基盤の強化及びひまわり証券における自己資本規制比率の向上を達成することができず、当社グループの信用の急激な低下により、安定した事業運営を継続することが難しくなるおそれがあり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、払込期間の設定に際しては、金融商品取引法による届出の効力発生に係る日程（15日）も考慮して設定していること、人員削減策に関しては、従業員に対し、当社グループの現状を真摯に説明するとともに、万一の場合に備えて従業員との交渉に十分な期間を設けているため、その実行可能性は高いと考えていることから、本件第三者割当増資の払込みに係る条件は払込期間内に充足されるものと見込んでおります。なお、当該条件が充足されない場合は、本件第三者割当に係る払込みが行われないこととなり、当社として他の割当候補先に対する増資を検討する必要があります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

名称	株式会社 I S ホールディングス
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 遠藤昭二
資本金	600百万円
事業の内容	IT基盤総合金融事業
主たる出資者及びその出資比率	遠藤 昭二（57.45%） 株式会社 3 A（28.03%） 村井 眞一（14.52%）

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	0 株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	0 株
人事関係	当社と当該割当先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該割当先の関係者及び関係会社の間には、記載すべき人事関係はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引等関係	当社と当該割当先との間には、取引関係はありません。なお、当社と当該割当先の関連会社である燦キャピタルマネージメント株式会社の間で、当社グループが独身寮として使用している物件に関する不動産賃貸借契約を締結しております。	

(注) 1. 上記は、本有価証券届出書提出日（平成23年11月10日）現在の内容であります。

##### c. 割当予定先の選定理由

###### 本件第三者割当実施の背景

当社連結業績は、平成21年3月期には3億3百万円の連結当期純利益を計上したものの、FX取引におけるスプレッド競争への追随による収益性低下等の要因により平成22年3月期には7億7百万円の連結当期純損失を計上しております。その後、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落等により、当社の株価指数先物・オプション取引顧客の決済損に対する不足金（以下、「立替金等」といいます。）が約80億円発生したことに伴う特別損失として、平成23年3月期に貸倒引当金繰入額27億90百万円及び強制決済に伴う取引損失（顧客に対する不足金の発生に伴い、一時的に発注先証券会社に対する決済資金がショートし、当該発注先証券会社においてひまわり証券のポジションが強制決済されたことによる損失をいいます。）3億72百万円を計上し、当期純損失40億69百万円を計上することとなり、連結純資産額は平成22年3月期末の48億56百万円から、平成23年3月期末には7億71百万円まで急激に減少することとなりました。

この状況を受け、当社及びひまわり証券の経営基盤の強化の取り組みとして、ひまわり証券のCFD取引を除く証券業務及び大証FX取引から撤退し、これにより当該業務に係る支払手数料（平成24年3月期第2四半期連結累計期間は前年同期比で98.2%）、従量制のシステム費用等の変動費（同58.0%）を削減しました。加えて、希望退職の募集を実施し、平成23年3月末時点の166人から平成23年9月末時点の92人へと人員数を縮小するとともに、役員報酬の減額（平成23年3月期下期の1億58百万円から、平成24年3月期上期の61百万円にまで削減）等の経営合理化策を実施した結果、貸倒引当金繰入額を除く連結営業費用は平成23年3月期下期の34億21百万円から、平成24年3月期上期の24億55百万円にまで削減してまいりました。

しかしながら、当社グループを取り巻く足許のビジネス環境は、平成24年3月期に入ってから依然として厳しい状況にあります。平成24年3月期上期の外国為替相場は、おおむねボラティリティが低い状況となったことにより、FX関連の取引高及び営業収益が伸張せず、加えて、コスト面においては、上記の経営合理化策による一定の営業費用低減効果はあっ

たものの、CFD取引を除く証券業務及び大証FX取引における一部顧客が残存していることによる証券業務システム費用や残務処理のための人件費等が残っていること、希望退職者募集に伴う退職特別加算金の計上(93百万円)、立替金等に対する貸倒引当金の追加計上(9億05百万円)等により、平成24年3月期第2四半期は連結四半期純損失18億27百万円を計上し、平成24年3月期第2四半期末の連結純資産はマイナス10億46百万円となり、連結貸借対照表上、債務超過の状態となりました。また、ひまわり証券単体においても四半期純損失9億49百万円を計上し、自己資本規制比率は、平成23年3月末時点での183.9%から、平成23年9月末時点で150.6%へと低下する状況となっております。なお、ひまわり証券単体の純資産は平成24年3月期第2四半期末で28億25百万円となっております。当社とひまわり証券の純資産額が大きく異なる理由は、グループの管理機能を有する当社が効率的な債権回収を行うことを目的として、当初ひまわり証券で発生した立替金等の債権を当社が買取ると同時に、ひまわり証券にて行ったみずほ銀行からの借入を、免責の債務引受により当社の借入れとしたこと等の影響によるものです。

今後においても、立替金等(平成23年9月末時点での残高63億57百万円、うち未引当部分28億44百万円)の回収見通しは不透明であり、貸倒引当金の追加計上を余儀なくされる可能性があります。また、東日本大震災直後に資金繰り確保のためにひまわり証券が行った取引銀行からの借入れ(平成23年3月末に、当社がひまわり証券より免責の債務引受けを実施し、本有価証券届出書提出日現在は当社の借入れ、平成23年9月末時点での残高65億62百万円。)の元利金返済につき、平成24年3月期中は立替金等の回収金による返済及び利息の支払いのみを行っていましたが、平成25年3月期以降は、増資資金には頼らず、立替金等の回収金とひまわり証券の営業活動におけるキャッシュ・フローを当社に経営指導料として吸い上げることによる元利金の返済を計画しておりますところ、返済原資の重要な一部である立替金等の回収が進まない状況が続いた場合、当該借入れに対する元利払いが、業績への一層の圧迫要因となります。そのため、今後は業績及びキャッシュ・フローの改善を図り、立替金等の回収に依らない返済を行っていく必要があると考えております。

今後、連結債務超過の状態に回復の見込みが立たない場合や将来におけるこれらの業績圧迫要因や財政状態へのダウンサイドリスクが顕在化した場合、連結ベースの財政状態の不安定化を理由にひまわり証券の既存のカウンターパーティとの取引が困難になるリスクがあり、自己資本規制比率の更なる低下や資金繰りの圧迫、更には上場廃止基準へ抵触することを通じて、当社グループの事業活動の継続性自体に悪影響を及ぼす可能性があります。

ひまわり証券の既存のカウンターパーティとの取引が困難となった場合、ひまわり証券と顧客との間のOTC取引(相対取引)に係る為替リスクをヘッジすることが難しくなることが予想され、ひまわり証券が現状のFX事業を継続することは難しくなるものと考えます。

自己資本規制比率の低下に関しては、自己資本規制比率が140%を下回った場合には、その旨を監督当局に届出ねばならず、同比率が120%を下回った場合には監督当局はひまわり証券に対して業務の方法の変更を命ずることができるとともに、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができます。さらに同比率が100%を下回った場合には、監督当局はひまわり証券に対して3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるとともに、当該命令の日から3ヶ月を経過した日においてもひまわり証券の自己資本規制比率が100%を下回っており、かつ、自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるものとされています。

当社といたしましては、このような状況が長引くことにより、既存株主の皆様、ひまわり証券の取引サービスをご利用頂いているお客様、債権者の皆様を含む多くの利害関係者の信用・利益を損なう事態となることを極力回避するため、一刻も早く健全な財務基盤を再構築し、自己資本規制比率の安定化及び事業収益改善のための更なる合理化努力が必要であると考え、平成23年4月頃よりその方策について検討してまいりました。

#### 割当予定先の選定理由

当社は、上記の通り、資本増強による財務基盤の再構築及び収益性の改善が必須の状況となっていることから、資本増強の確実性、事業の継続・発展に資するような協働体制構築の可能性を主要な条件として、複数の割当候補先企業と面談を行ってまいりました。

当社は各候補先企業に対し、事業及び財務状況等の当社の置かれた状況を説明し、また、今後の事業展開及び協働によるシナジー等について話し合いを続けてまいりました。割当予定先として選定したI Sホールディングスは、平成23年6月に株式会社フォスターソリューション（代表者：嶋田哲司氏、所在地：東京都中央区）を通じて当社に紹介され、その後当社の代表取締役社長である山地を含む当社経営陣がI Sホールディングス経営陣と継続的に協議を重ねてまいりました。結果として当社は、本件第三者割当に係る発行価額、出資金額の多寡、割当候補先から要求される配当率、その他発行条件等の経済的な条件に加え、当社事業の潜在的な収益性及び将来性に関する理解並びにI Sホールディングスの子会社が提供する取引システムへの移管による今後の電算機費の削減見込みといった協働可能性等を総合的に勘案し、I Sホールディングスを具体的な候補先として選定いたしました。

I Sホールディングスは、子会社に、FX事業を行う株式会社外為オンライン、金融商品取引業を行う株式会社アイネット証券及び株式会社ライブスター証券、投資運用業を行うレオス・キャピタルワークス株式会社、アプリケーションサービスプロバイダー事業を行う株式会社アイアンドエーエス等を有しており、FX事業に関する知見のみならず、幅広く金融及びITに関する深い知見をも有しております。また、平成23年3月期末において、連結売上高168億21百万円、連結当期純利益30億28百万円、連結純資産195億79百万円を計上するなど、十分な資力を有していることに加え、FXシステムの開発等を行う子会社からのシステム供給等の協働可能性も有しているものと判断されました。

これらのことを総合的に勘案し、I Sホールディングスであれば、当社の更なる経営合理化等による業績の改善及び事業上のシナジー効果の実現が可能であり、当社の株主価値の向上に繋がり、ひいては既存株主の利益向上に資するものと判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

#### d．割り当てようとする株式の数

株式会社I Sホールディングス	12,500,000株
-----------------	-------------

#### e．株券等の保有方針

本件第三者割当の割当予定先であるI Sホールディングスからは、当社株式を安定株主として保有し、当社の事業継続のために各種支援をいただける旨の意見表明を口頭で受けております。

なお、I Sホールディングスからは、本件第三者割当による新株式の発行日より2年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号又は氏名、住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、及び譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

#### f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本件第三者割当の割当予定先であるI Sホールディングスより、その100%子会社である株式会社外為オンライン（以下、「外為オンライン」といいます。）から資金を払込期日までに借入れ（返済期限：無期限）、本件第三者割当に充当する予定である旨を聴取しております。当社は、I Sホールディングスから、I Sホールディングス及び外為オンラインの過去3会計年度の決算書（平成21年3月期から平成23年3月期）を入手し、現金及び預金残高を確認するとともに、I Sホールディングスが払い込むべき資金全額を含む相当の資金が外為オンラインの預金口座に確保されていることを、金融機関から提出された平成23年10月31日現在の預金残高証明書により確認した結果、I Sホールディングスは本件第三者割当の払込みに要する財産を十分に確保していると判断しております。また、I Sホールディングスから、I Sホールディングス及び外為オンラインとの間の金銭消費貸借契約書のドラフトを入手するとともに、その内容がI Sホールディングスがグループ間資金貸借で通常行うものと同様であることを聴取しており、払込みの确实性を確認しました。

#### g．割当予定先の実態

割当予定先であるI Sホールディングス、I Sホールディングスの子会社並びにI Sホールディングス及びその子会社の役員及び主要株主（以下、「I Sホールディングス等」といいます。）については、「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺そ

他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)ではないこと、及び特定団体等との関係の有無について、当社内においても公知の情報を収集し検証した結果、特定団体等との関係は存在しないことを確認しております。

また、当社は、株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(代表者:古野啓介、所在地:東京都港区)に対し、I Sホールディングス等が特定団体等と関係するか否かの調査を依頼しましたが、I Sホールディングス等が、特定団体等と関係を有するとの報告は受けておりません。

なお、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成23年11月9日、以下、「直前営業日」といいます。)の大阪証券取引所JASDAQ市場(以下、「JASDAQ」といいます。)の公表した当社普通株式の終値(106円)を基礎として、96円といたしました。当該発行価額は、基準となった直前営業日の終値と比べ、9.43%(小数点第3位以下を四捨五入。)のディスカウント率となっております。

当該発行価額に関する割当予定先との協議に際しては、当社グループは営業収益や口座数の情報を月次ベースでタイムリーに開示しており、当該情報が最も適切に反映された市場株価は直前営業日の終値であることから、直前営業日のJASDAQにおける当社普通株式の終値が本件第三者割当における発行価額の基準となるべき妥当な価格であると判断し、時価を基本とする発行価額を希望しておりましたところ、I Sホールディングスからも、本件第三者割当における発行価額は時価による発行を基本的な考え方とする旨のご提案をいただきました。但し、I Sホールディングスからは、平成24年3月期第1四半期末時点での純資産額や立替金等の回収状況を勘案した場合、最近数ヶ月間の当社普通株式の市場株価は下落傾向にあると見ており、本件第三者割当における発行価額は、当社普通株式の直前営業日の終値に対して一定のディスカウントが必要である旨の回答がありました。これに対し、当社といたしましても、足許の当社普通株式に係る株価・純資産倍率(以下、「PBR」といい、純資産額は平成23年6月末時点での純資産残高を用いております。)の推移を見ると、平成23年10月においては約3.1倍から約4.2倍で推移しており、FX事業を専業で営む他の上場会社(以下、「上場類似会社」といいます。)のPBRがおおむね1.0倍未満であり、上場類似会社と比較して当社のPBRの水準が高く、I Sホールディングスの主張に合理性が認められること、他の割当候補先の中ではI Sホールディングスの提案内容(出資の形態、出資に係る株式の内容、発行価額等)が最も望ましい条件であったこと並びに可能な限り早急にかつ確実に財務基盤の健全化及びひまわり証券の自己資本規制比率の向上を図る必要があること等から、I Sホールディングスとの協議を経て、上記発行価額にて本件第三者割当を実施することといたしました。

なお、当該発行価額96円は、直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値112.6円(小数点第2位以下を四捨五入。)、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値122.7円、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値137.5円に対し、それぞれ14.74%(小数点第3位以下を四捨五入。)、21.76%、30.18%のディスカウント率となっております。

当社は、月次ベースで営業収益や口座数の情報を開示していることから、発行価額の妥当性の検討に際しては、当該最新の情報を反映していない過去の株価又は直前から過去に遡った平均株価を基準にすべきではなく、当該情報が市場に織り込まれた直前営業日の株価が当社株式の価値の適正水準であると考えております。その点に鑑みれば、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月平均株価からのディスカウント率は10%以上であるものの、直前営業日の終値と比較した場合のディスカウント率が9.43%となっており、発行価額と直前営業日における終値との大幅な乖離が認められないことから、当該発行価額は有利発行に該当するものではないと判断しております。また、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照ら



しても有利発行に該当するものではないと判断しております。

本日開催した取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)は、上記の算定根拠に基づく発行価額は、上記と同様の理由により、直前営業日の株価を基礎としない特別の事情は見受けられず、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の状況が適切に反映されていると考えられることから、当該発行価額による本件第三者割当は特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

## (2) 発行数量及び希薄化の規模の合理性に関する考え方

本件第三者割当により発行される新株式に係る議決権の数は125,000個であり、当社の総議決権数69,676個(平成23年9月30日現在)に対し、議決権比率で179.40%(小数点第3位以下を四捨五入。)の希薄化が生じることとなります。

本件第三者割当の実施後、当社の総議決権数に対するI Sホールディングスの所有議決権数は64.21%(同上)となり、当社はI Sホールディングスの連結子会社になります。

当社といたしましては、安定的な事業継続を図るためには、一刻も早く健全な財務基盤を再構築するための相当規模の自己資本の増強が必要であると判断いたしました。このような現状認識のもと、複数の増資引受候補先との十分な協議を経て、I Sホールディングスからの出資受け入れ及び同社との協働が、債務超過の解消、ひまわり証券の自己資本規制比率改善及び電算機費の削減による業績の改善等を通じて、当社グループの事業の継続・発展に寄与し、ひいては株主価値向上に資するものとするに至りました。かかる株主価値の向上は、既存株主の皆様の利益に繋がるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成23年9月30日時点の発行済株式総数に係る議決権の総数69,676個に対し、本件により増加する株式に係る議決権の数125,000個による希薄化の規模は、179.40%となり、25%以上の割合で希薄化が生じます。また、本件第三者割当による新株式の発行により、割当予定先であるI Sホールディングスは、当社の支配株主となります。これらの理由により、本件第三者割当による新株式の発行は大規模な第三者割当に該当するものであります。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有株 式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
(株)ISホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目11番1号		%	12,500,000	64.21%
(株)ユニオン山地	香川県高松市天神前7番6号	1,440,000	20.67%	1,440,000	7.40%
山地 勉	香川県坂出市	268,260	3.85%	268,260	1.38%
大数加 祥平	千葉県船橋市	207,977	2.98%	207,977	1.07%
大阪証券金融(株)	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号	192,100	2.76%	192,100	0.99%
柴田 美武	愛知県一宮市	171,816	2.47%	171,816	0.88%
伊藤 健三	東京都文京区	159,982	2.29%	159,982	0.82%
葛西 吉彌	香川県坂出市	120,680	1.73%	120,680	0.62%
山地 圭二	香川県坂出市	96,300	1.38%	96,300	0.49%
(有)エムユーエヌ	愛知県一宮市中島通2丁目14	79,200	1.14%	79,200	0.41%
計	-	2,736,315	39.27%	15,236,315	78.26%

(注) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権の割合は、平成23年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の株主名簿をもとに、本件第三者割当により増加する予定の新株式数12,500,000株及び議決権数125,000個を加算して作成しております。

なお、上記所有株式数の他に、当社は自己株式を380,301株所有しております(本件第三者割当前の発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.17%)。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

## (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第3 1 c. 本件第三者割当実施の背景」に記載しました通り、当社といたしましては、安定的な事業継続を図るためには、一刻も早く健全な財務基盤を再構築するための相当規模の自己資本の増強が必要であると判断いたしました。

なお、「第1 4 (2)手取金の使途」に記載のとおり、本件第三者割当後に当社がひまわり証券に出資を行うことによりひまわり証券は、運転資金としての決済用現預金残高の確保及び自己資本規制比率の向上を早急に実現させる必要があります。

当該決済用現預金残高の必要額としては、「第1 4 (2)手取金の使途」に記載しましたとおり、外国為替相場が通常の状態であれば5億円程度を必要とするところ、相場のボラティリティが一時的に高まった場合に備えて、当該決済用現預金残高として20億円程度を確保しておきたいと考えています。これに対し、ひまわり証券の平成23年10月における決済用現預金残高の平均額は約14億円となっており、目標とする20億円と比較して6億円下回っています。当該決済用現預金残高が不足するような事態が生じた場合、ひまわり証券は一時的に債務不履行の状態に陥り、顧客、取引先及び債権者等の信用を著しく損なうこととなります。万が一、ひまわり証券がそのような事態に陥った場合はカバー取引の相手方となるカウンターパーティを見つけることができなくなるため、ひまわり証券と顧客とのOTC取引(相対取引)に係る為替リスクをヘッジすることが難しくなることも予想されます。また、信用力の低下に伴い、借入れ等の資金調達も困難になるものと考えられます。これらの結果、FX事業における損益は非常に不安定なものとなり、FX事業を安定的に継続することは困難になるものと考えます。

ひまわり証券の自己資本規制比率に関しては、平成23年9月末で150.6%であり、足許の厳しいビジネス環境を考慮すると、今後さらに低下する可能性があります。これ以上の低下は、例えば自己資本規制比率が120%を下回った場合には監督当局から業務の方法について変更するよう命令を受け、財産の供託その他監督上必要な事項を命ぜられる可能性があります。また、同比率が100%を下回った場合には、監督当局より3ヶ月以内の期間での当社の一部又は全部の業務停止命令を受ける可能性があり、当該命令の日から3ヶ月を経過した日においても自己資本規制比率が100%を下回っており、かつ、自己資本規制比率が回復する見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消されるおそれがあります。万が一、当社がこれらの行政措置を執られることになれば、顧客及び取引先からの信用が失墜し、これまでのように取引サービスを安定的に提供することが難しくなり、ひいては、当社の株主、債権者等の利益を損なうことになりかねません。当社は、顧客に安心してサービスを利用していただくためには、一時的な要因による業績の悪化等の局面も想定し、少なくとも200%程度の自己資本規制比率を維持しておくことが必要と考えており、そのためには、厳しい収益環境による今後のさらなる低下分も考慮し、株式による10億円規模の調達が必要と考えております。

また、当社は平成24年3月期第2四半期末において、連結貸借対照表上、10億46百万円の債務超過となります。顧客を含む当社グループの利害関係者に対する信用力を維持するためには、当社グループ連結での債務超過の状態を一刻も早く脱することが必要と考えており、そのためには、少なくとも約11億円の株式での調達が必要となります。

これらのことを踏まえ、当社は、連結債務超過の解消並びにひまわり証券における自己資本規制比率の維持・向上及び運転資金の確保のため、割当予定先であるISホールディングスに対して15億円の払込金額を希望として伝え、その後両者にて必要な資金水準について協議を行った結果、連結債務超過の解消に必要な約11億円に、予期せぬ損失等のためのバッファとして1億円を加味し、総額で12億円の払込金額とする結論に至りました。

以上より、本件第三者割当による資金調達額は、連結債務超過の解消、ひまわり証券における自己資本規制比率の維持・向上及び運転資金の確保等の必要性に照らして相当な金額であり、合理性があるものと判断しております。

但し、「第3 1 c. 本件第三者割当実施の背景」に記載のとおり、当社の経営状況は予断を許さない状況であり、本件第三者割当に係る払込後であっても、立替金等の追加引当の計上を余儀なくされた場合等には再び債務超過に陥る可能性があります。当社グループは、平成24年3月末までに、経営合理化策の一環として行う希望退職者の募集を含む人員削減策の実施（約80百万円の追加費用計上の見込み、内容は下記（注）をご参照）、使用する取引システム等の見直しによって一時的な費用を計上する予定であり、加えて、立替金等に係る貸倒引当金の追加計上を余儀なくされる可能性も考えられ、平成24年3月末では再び債務超過の状態となる可能性があります。これに対し、当社といたしましては、割当予定先との事業上の協働、更なる経営合理化等を通じ、業績の改善を図ることにより、平成25年3月期第1四半期以降には黒字化を達成し、速やかに安定した財務基盤を回復できるようにする考えではありますが、それでもなお資本が著しく不足する事態が継続することが見込まれる場合、本件第三者割当における割当候補先とも協議を行い、資本政策の再構築を行う可能性があります。

なお、平成24年3月期末時点で債務超過となった場合は、「JASDAQにおける有価証券上場規程 第47条第1項（3）」に定められた上場廃止基準に該当し、「JASDAQにおける有価証券上場規程に関する取扱要領 43（3）c」に定められた猶予期間に入ります。

#### （注）人員削減策の概要

平成23年11月10日開催の当社取締役会において、希望退職者の募集等を含む経営合理化策を実施することを決議しております。経営合理化の内容としては、当社及びひまわり証券従業員の有期雇用契約への変更に加え、希望退職者の募集を通じて人員削減（グループ全体で60名（全対象者の73%）程度的人员削減）を行う予定です。

#### 希望退職者募集の概要

募集対象者	ひまわりホールディングス株式会社及びひまわり証券株式会社の全従業員
募集期間	平成23年11月11日～平成23年11月30日
退職日	平成23年11月30日（予定）
その他	退職者に対しては、退職金に加え特別加算金を支給する。

## (2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響

本件第三者割当により発行される新株式の議決権の数は125,000個であり、当社の総議決権数69,676個（平成23年9月30日現在）に対し、議決権比率で179.40%の希薄化が生じることとなります。また、本件第三者割当の発行価額は直前営業日における当社普通株式の終値を基準としながらも、当該終値と比べて9.43%のディスカウントとなっていることや1株あたりの価値が減少することにより、株価が下落する可能性があり、既存株主の不利益となるおそれがあるものと考えます。

しかしながら、当社といたしましては、上記「(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載の通り、安定的な事業継続を図るためには、一刻も早く健全な財務基盤を再構築するための相当規模の自己資本の増強が必要であると判断いたしました。このような現状認識のもと、下記「(3)大規模な第三者割当を行うことについての判断過程」に記載の通り、複数の増資引受候補先との十分な協議を経て、ISホールディングスからの出資受け入れ及び同社との協働が、当社の債務超過の解消、ひまわり証券の自己資本規制比率改善及び電算機費の削減による業績の改善等を通じて、当社グループの事業の継続・発展に寄与し、ひいては株主価値向上に資するものと考えるに至りました。上記のとおり、本件第三者割当は「大規模な第三者割当」に該当し、既存株主の皆様にご迷惑をかける虞はありますが、かかる株主価値の向上は、既存株主の皆様の利益に繋がるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、現在の当社グループの役員（以下、「当社役員」といいます。）に関しましては、割当予定先であるISホールディングスからは、当社及びひまわり証券の財務状況、システム運用、顧客特性等を熟知した当社役員が割当予定先であるISホールディングスとの協働に当たることにより、ISホールディングスとのシナジーを一層効果的に実現することが見込めるとの評価から、当面の間は当社役員が中心となり、当社及びひまわり証券の経営に当たるよう要請されております。当社役員は当該要請に応える形で、引き続き当社及びひまわり証券の経営に当たらせて頂き、株主価値の向上に貢献してまいりたいと考えております。

## (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

当社といたしましては、上記「(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載した現状認識に立ち、このような状況が長引くことにより、既存株主の皆様、ひまわり証券の取引サービスをご利用頂いているお客様、債権者の皆様を含む多くの利害関係者の信用・利益を損なう事態となることを極力回避するため、一刻も早く健全な財務基盤を再構築し、自己資本規制比率の安定化及び事業収益改善のための更なる合理化努力が必要であると考え、平成23年4月頃よりその方策について検討してまいりました。具体的には、資本増強の確実性、事業の継続・発展に資するような協働体制構築の可能性を主要な条件として、複数の割当候補先企業と面談を行ってまいりました。当社は各候補先企業に対し、事業及び財務状況等の当社の置かれた状況を説明し、また、今後の事業展開及び協働によるシナジー等について話し合いを続けてまいりましたが、本件第三者割当に係る経済的な条件に加え、当社事業の潜在的な収益性及び将来性に関する理解並びに今後の事業上の協働可能性等を総合的に勘案した結果、ISホールディングスに対して第三者割当増資を実施することで自己資本を増強し、同社子会社のシステムを比較的安価な手数料で使用することで電算機費を抑制し、また同社子会社をカウンターパーティとするカバー取引発注により、FX事業におけるひまわり証券の安定したカバー取引環境を確保した上で、当社グループの更なる経営合理化を強力に推進してゆくことが、当社グループの収益性を高め、ひいては当社グループの株主価値向上に寄与すると判断いたしました。

なお、金融機関からの借入による調達としなかった理由は、上記「(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載したとおり、今回の資金調達の目的に鑑み、資本増強に資する調達が必要であったためであります。

また、第三者割当以外の資金調達の方法として、一般的には公募増資、株主割当の2種類が考えられます。しかしながら、については、現在の株式市況、当社の業績及び財政状況、当社株式の低い流動性の観点から現実的ではなく、については、必要となる金額を確実に調達できない可能性があることから適切でないため第三者割当増資が望ましいと判断いたしました。加えて、新株予約権を用いた資本性の調達についても、迅速かつ確実という当社の資金調達ニーズを満たせないため、

適切でないと判断しました。

割当予定先である I S ホールディングスは、子会社の外為オンラインを通じて F X 事業における十分な知見・実績・ノウハウを有していることに加えて、I T を駆使した金融インフラ業務に強みを持っています。当社は I S ホールディングスの傘下に入ることを機に、I S ホールディングスの提供する F X 取引システムを導入する予定です。また、これまでは商品毎に別個のシステムで稼動させていたものを一本化することも可能となるため、システムコストの大幅削減効果が期待できるものと考えております。

このように、当社は I S ホールディングスを割当予定先とした第三者割当の実施及び業務面での協働により、財務基盤を早急に強化できることに加えて、システムの導入による更なる経営合理化を実現させることが期待でき、株主価値の向上に資するものと認識しております。本件第三者割当の払込みに係る前提条件として、人員削減策が予定されておりますが、I S ホールディングスの子会社が提供するシステムの導入により業務処理の省力化を図ることができ、その上で当該人員削減後において必要な人員数は残すことを想定しているため、当社又はひまわり証券の営業の支障にはならないものと考えております。

なお、本件第三者割当は、希釈率が25%以上となること、支配株主の異動を伴うものであることから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条によれば、本件第三者割当を行うには、「経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認」が必要とされるため、株主総会を開催して株主の意思を確認する方法を選択することも検討いたしました。しかしながら、株主総会開催に必要な諸手続きに最短でも2ヶ月間程度を費やすことを考えた場合、その間に、連結ベースの財政状態の脆弱性を理由にひまわり証券の既存のカウンターパーティとの取引が困難になるリスクがあり、早急に I S ホールディングス又はその関係会社をカウンターパーティに加えることが必要であるとともに、可能な限り早いタイミングでのひまわり証券の自己資本規制比率の向上及び決済用現預金の確保が必要であると判断したため、相当規模の増資を、株主総会決議を経ず、緊急に行う必要性が高いものと判断しました。I S ホールディングス及びその関係会社をカウンターパーティに加えるよりも先に既存カウンターパーティとの取引が困難となった場合、ひまわり証券の自己資本規制比率が140%を下回る水準まで低下した場合、又はひまわり証券の決済用現預金に不足が生じた場合は、当社グループの信用力が著しく低下し、F X 取引環境や借入れ等の資金調達環境の急激な悪化を招くおそれがあることから、本件第三者割当に係る払込みの前に株主総会開催に必要な期間を待つことは事業継続が困難となるリスクを高め、ひいては既存株主の皆様利益にも合致しないと判断いたしました。

本件第三者割当は、希釈率が25%以上となること、支配株主の異動を伴うものであることから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見を入手するため、潮見坂綜合法律事務所の後藤高志弁護士及び有富丈之弁護士からの客観的な意見も求めました。

当社は、同事務所に対し、本件第三者割当に至るまでの経緯、当社が策定している事業計画や資金計画の具体的内容及び当該内容と資金需要の関係、具体的な資金使途、当社が直面している喫緊の経営課題、本件第三者割当が実施されなかった場合の見込み等に関する客観的かつ具体的な資料を提出した上で説明を行うとともに、同事務所からの質問に回答いたしました。その結果、同事務所から大要以下の意見を取得いたしました。

なお、当社グループと同事務所並びに後藤弁護士及び有富弁護士との間は、過去に人的関係、取引関係、出資関係のいずれもございません。

#### 本件第三者割当実施の必要性

東日本大震災による財務状態の急激悪化、決済用現預金残高確保のための借入及び担保提供、経営合理化策の実施、立替金等の回収不調及びビジネス環境悪化によるキャッシュ・フローの悪化並びに資本の毀損等に鑑みれば、当社の喫緊の経営課題として、(i)自己資本規制比率の向上、(ii)債務超過の解消、(iii)営業活動からのキャッシュ・フローの創出によるみずほ銀行からの借入金返済原資の確保、(iv)余裕を持った運転資金（決済資金）の確保及び(v) F X 事業におけるカウンターパーティに対する信用力向上が存在することは明らかである。本件は、東日本大震災という不可抗力に起因する立替金

等の不足に端を発しているところ、当社は考え得る費用削減策を講じて財務状態の改善を図っているが、その効果は限定的であり、立替金等の不足額に照らすと当社の自助努力のみで財務状態を抜本的に改善させることは客観的に凡そ不可能である。一方で、立替金等の回収不調やビジネス環境悪化といった要因により、当社のキャッシュ・フローは悪化の一途を辿っている。このため、当社が既に実施した費用削減にもかかわらず、平成24年上期の営業利益、経常利益及び税引前当期利益の実績値は、事業計画対比で期間累計数億円規模の未達となり、平成24年3月期第2四半期末において、当社の連結貸借対照表上の純資産は債務超過となり、当社グループは将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況に至っている。そして、今後も収益悪化要因が改善する合理的な兆候は見られないこと、ひまわり証券のFX事業は為替相場の変動に大きく影響を受ける点で不確実性を孕んでいること、今後当社が講じる費用削減策には限界があること等からすれば、何らの策を講じないまま状況が好転する可能性は低いと考えられる。また、現在当社は、その事業を継続させるために(i)自己資本規制比率の向上、(ii)債務超過の解消、(iii)営業活動からのキャッシュ・フローの創出によるみずほ銀行からの借入金返済原資の確保、(iv)余裕を持った運転資金（決済資金）の確保及び(v)FX事業におけるカウンターパーティに対する信用力向上といった経営課題を早急に解消する必要に迫られている。この点当社が上記の経営課題を早急に解消するためには、早急に新株発行を行うことにより資金調達及び資本増強を実現する必要があることは明らかである。

したがって、本件第三者割当に至るまでの経緯、当社が策定している事業計画や資金計画の具体的内容及び当該内容と資金需要の関係、具体的な資金使途、当社が直面している喫緊の経営課題、本件第三者割当が実施されなかった場合の、ひまわり証券の自己資本規制比率低下に伴う当社グループ信用力の著しい低下の見込み等からすれば、本件第三者割当には必要性が認められる。また、本件第三者割当の目的は前記のとおりであって、本件第三者割当が既存の株主の持株比率を低下させ現経営者の支配権を維持することを主要な目的としてされたものであることを窺わせる事情は見当たらない。

#### 本件第三者割当の相当性

資金調達方法については、前記の必要性からすれば金融機関借入等の負債を増加させる資金調達方法は意味をなさず、資本増強に資する新株発行等の資金調達方法を選択することには合理性があり、かつ、現在の株式市況、当社の財務状況及び当社株式の流動性からすれば公募増資及び株主割当には実現性が認められず、資金調達の確実性等の観点からすれば新株予約権の募集等の方法に依拠することができないため、資金調達方法には相当性がある。

割当先選定については、選定方針の明確化及び複数候補者との協議等、ISホールディングスの概要、期待されるシナジー等、ISホールディングスの財務状態からすれば、ISホールディングスは複数候補者の中から慎重に選定された割当先であって、同業であるがゆえに当社事業と親和性が認められ、当社の喫緊の経営課題である収益改善を図るための具体的な施策を実現する可能性を有している。また、その財務状態も本件第三者割当を引き受け、その後も事業を継続するに足る十分な内容である。そして、当社株式の継続保有及び事業上の具体的な協業によって当社の企業価値の向上に繋がり、ひいては既存株主の利益向上に資すると評価することも不合理ではないから、ISホールディングスを割当先として選定したことは合理性がある。

資金調達金額の相当性については、当社の前記(i)ないし(v)の経営課題のうち、特に当社の事業継続に不可欠であって早急に対応を要する前記(i)及び(ii)の経営課題についてみると、前記( )の債務超過（平成24年3月期第2四半期末現在で10億4,600万円）を解消するためには、少なくとも約11億円が必要となり、かつ、本件第三者割当により12億円を調達すれば、前記(i)の自己資本規制比率は200%超まで向上するうえ、当社は将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況を脱する余地がある。加えて、本件第三者割当を実施すれば、過去の実績及び為替相場の著しい変動に伴う急激な増加可能性を踏まえたとしても、有事においても十分な余裕をもって対応することが可能な決済資金も確保できることから、上記(iv)の経営課題をも克服することが可能となる。以上からすれば、本件第三者割当における資金調達額は、本件第三者割当の必要性に照らして相当な金額であり、合理性がある。

発行価額及び希薄化規模の相当性については、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」という。）のJASDAQの公表した当社普通株式の終値と比較して9.43%のディスカウントとなる96円であるとこ

る、当社は営業収益や口座数の情報を月次ベースでタイムリーに開示しており、かつ、直近数ヶ月の株価変動や出来高を見るに直近の開示情報によって異常な株価形成がなされた形跡もないことから、直前営業日の終値に当該情報が最も適切に反映されていると考えられ、当該価格を基礎とすることには合理性がある。また、本件第三者割当の発行価額は、独立した第三者であるISホールディングスと当社間の真摯な交渉を経て合意された金額である。また、本件第三者割当は、過去の判例及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして有利発行に該当するものではないと考えられる。確かに本件第三者割当では179.40%もの大規模な希薄化が生じるため、当社株主に一定の不利益が生じることは否定しがたい。しかしながら資金調達金額は本件第三者割当の必要性に照らして相当な金額であること、ISホールディングスを割当先とすることによって、当社の企業価値の向上に繋がり、ひいては既存株主の利益向上に資すると評価することにも不合理ではないこと、発行価額は当社の事業価値を反映した公表日直前の時価を基礎として有利発行に該当しない限度でディスカウントされた金額であること等からすれば、本件第三者割当の発行価額及び希薄化規模が不合理とまでは言い難い。

したがって、本件第三者割当の資金調達方法、割当先選定、資金調達金額、発行価額及び希薄化規模にはいずれも合理性が認められるから、本件第三者割当の条件や割当先の選択等は前記の必要性を実現するために相当な範囲に留まるものである。

#### 結論

以上のとおり、(i)本件第三者割当に至るまでの経緯、当社が策定している事業計画や資金計画の具体的内容及び当該内容と資金需要の関係、具体的な資金使途、当社が直面している喫緊の経営課題、本件第三者割当が実施されなかった場合の見込み等からすれば、本件第三者割当には必要性が認められ、かつ、本件第三者割当が既存の株主の持株比率を低下させ現経営者の支配権を維持することを主要な目的としてされたものとは認められず、(ii)本件第三者割当の条件や割当先の選択等は前記の必要性を実現するために相当な範囲に留まるものであることからすれば、本件第三者割当には相当性が認められるものと思料する。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。



## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期）及び最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年11月10日）までの間において、変更及び追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

#### (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動

当第2四半期連結累計期間において、営業収益は18億6百万円（前年同四半期比44.3%減）、経常損失17億25百万円（前年同四半期は13百万円の利益）、四半期純損益は18億27百万円の損失（前年同四半期は28百万円の利益）となっております。

これは、主にCFD取引を除く証券業務及び大証FXの撤退に伴い、当該業務に係る支払手数料や従量制のシステム使用料などの変動費が減少いたしました。しかし、一部の顧客取引が残存しているため証券業務システム費用や残務処理に伴う人件費などが残っており、当該業務におけるコストのすべてが減少するには至らなかったことに加え、東日本大震災後の日経平均株価の急落により発生した株価指数先物・オプション取引顧客の決済損に対する不足金（立替金）について、その回収可能性を勘案して貸倒引当金繰入額9億5百万円を計上、また、特別利益として退職給付制度終了益23百万円を計上する一方、特別損失として連結子会社ひまわり証券株式会社で実施した希望退職者の募集に伴う退職特別加算金93百万円を計上したほか、投資有価証券売却損29百万円を計上したためであります。

今後、外国為替証拠金取引及びCFD取引に特化し、当社グループが強みを持つこれらの取引に経営資源を集中させるとともに、株式会社ISホールディングス（以下、「ISホールディングス」といいます。）の提供するシステム導入を通じた協業を通じて業績の回復を目指してまいります。

なお、業績が順調に推移しなかった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループの営業活動によるキャッシュ・フローは当第2四半期連結累計期間において19億21百万円となっております。これは、主に短期差入保証金の減少、貸倒引当金の増加7億26百万円、外国為替受入証拠金の増加、立替金の減少などによるものであります。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、担保提供預金の増加などにより6億77百万円となっております。

今後、資金の効率的な配分を行い、来期以降のキャッシュ・フローの改善を予定しておりますが、業績が順調に推移しなかった場合、当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。

#### (2) 業績の推移及び将来の収益性について

当社グループの収益の柱となる外国為替証拠金取引の収益は、預り資産及び口座数の増大に大きく依存しております。今後も引き続き、顧客基盤の拡大に努めてまいります。将来において見込みどおりに預り資産及び口座数が増加する保証はありません。また、これらが順調に推移した場合でも、相場の変動など外部環境による影響を受ける可能性があります。

また、当社グループでは、CFD取引を除く証券業務及び大証FX取引からの撤退を決定しており、平成24年3月期以降についてはこれらの業務に係る営業収益がほぼ皆無となっております。そのため、証券業務等からの撤退後の営業収益に見合うコスト構造への転換が急務となっており、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動」でも記載の通り、撤退業務に係る電算機費等の削減や希望退職者の募集等、コストの削減に取り組んでおります。今後も引き続きコストの削減には取り組んでまいります。見込みどおりにコスト削減が進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 外国為替取引関連事業

##### 外国為替証拠金取引の特性及び相場変動について

当社グループの収益の柱となる外国為替証拠金取引は、顧客にとってリスクの大きいものであるため、取引の仕組みやリスクについて十分な説明及び注意喚起を行うとともに、口座開設の審査段階においても、これらについて十分な理解が得られていることを確認する仕組みとしています。また、インターネット上で実施するセミナー等でも、取引の仕組み、取引方法、リスク管理等について啓蒙を行っております。

また、外国為替証拠金取引は、顧客の取引高の増減によって収益が左右される傾向にあります。その取引高は主に外国為替相場の変動率に影響されるため、相場が長期にわたり停滞した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。そのほか、相場が顧客にとって不利に変動し損失となり預り証拠金が減少した場合や、景気の悪

化等により顧客の投資意欲が減退した場合には、その後の取引高が減少する可能性があり、そのような場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、顧客に損失が生じた場合でも預り証拠金の範囲内に損失がおさまるよう、マージンカットラインを設けるなどして、顧客の与信リスク管理には万全を期しておりますが、相場の急激な変動等により顧客に預り証拠金を超える金額の損失が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### カウンターパーティーについて

店頭外国為替証拠金取引は顧客と連結子会社ひまわり証券株式会社との間における相対取引であります。同社は基本的に、顧客に対する自己のポジションのリスクヘッジのため、欧米の有力金融機関、国内都市銀行、国内大手証券会社等の複数のカウンターパーティーとの間で相対によるヘッジ取引（カバー取引）を随時行っております。複数の取引先を確保することにより、取引の流動性の確保や個別のカウンターパーティーが取引不能となるリスクに備えていますが、システム障害その他の理由により十分なカバー取引を行えない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

カウンターパーティーに対しては、カバー取引の証拠金として金融機関による保証状（L/G）の差し入れ又は自己資金の預託を行っていますが、当社グループの経営成績の悪化等により信用力が低下した場合には、証拠金の追加預託等を求められたり、カバー取引が打ち切られたりする可能性があり、このような場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、カウンターパーティーの経営破綻等により預託している証拠金の返還を受けられなくなる等の事態が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競争激化について

当社グループの主力事業である外国為替証拠金取引は、金融業界だけでなくその他の業界からも参入しており、取引スプレッドの縮小、取扱商品、サービス等の競争が激化しています。

このような環境の中、当社グループでは顧客のニーズを捉えた商品や取引システム、きめ細かなサポート等の付加価値によって他社との差別化を図っております。しかしながら、さらなる新規参入による取引業者の増加や、商品・サービス面等の競争が想定以上に激化し、当社グループの戦略が有効に機能できなかった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) コンピュータ・システムについて

#### システム設備等について

当社グループのコンピュータ・システムは、外国為替取引等における勘定系システム、インターネット取引などの対外接続系システム、並びに人事システムなど内部管理データを扱う情報系システムから構成されており、専門知識を有するシステム要員により、その開発及び管理を行っております。サーバーなどコンピュータ・システムにつきましては、耐震性について信頼性の高い外部のiDC（インターネットデータセンター）に設置されており、さらにコンピュータ・システム及びその設置場所と当社グループとの間の回線についても、バックアップシステムや回線の多重化など十分な冗長化を図ることで、万一の場合に備えております。しかし、各種災害のみならず、アクセス数の増加や想定を上回る取引注文集中、開発段階又は予期せぬ事態によるシステムプログラムの不具合、人為的ミス、その他の要因などにより、これらが有効に機能せず、事業活動に支障をきたす場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、ISホールディングスより、平成24年1月頃を目処に、最新のFX取引システムを導入する予定です。

しかしながら、導入した新しいシステムが、災害その他の要因により有効に機能せず、事業活動に支障をきたす場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### システム障害について

当社グループでは外部の委託先業者において開発・管理されている取引システムも導入しております。定期的な委託先業者とのミーティング等によりシステムの改善や安定稼働に努めておりますが、委託先業者のシステム障害や想定を上回る取引注文集中、システムプログラムの不具合、その他の要因などにより委託先業者の取引システムが適切に稼働できなくなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### システムのセキュリティについて

システムのセキュリティにつきましては万全を期しておりますが、不正アクセスやコンピュータウイルスなどによりシステムに損害を被る可能性や顧客情報が流出する恐れがあります。このような場合には、当社グループの信用力の低下は免れず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 法的規制について

## 金融商品取引業に係る規制について

当社グループの主たる業務である外国為替証拠金取引及びCFD取引は金融商品取引法並びにその他の関連法令の適用を受けております。同法は、外国為替証拠金取引及びCFD取引等を業として扱うには金融商品取引業者としての登録を受ける必要がある旨を定めており、連結子会社ひまわり証券株式会社は同法に基づき金融商品取引業者の登録を行っております。また、内閣総理大臣、金融庁長官、証券取引等監視委員会及び財務局長は、当社グループを監督・規制し、金融商品取引法、同施行令など関連法令を施行する権限を有しております。

金融商品取引業者は、金融商品取引法及び金融商品取引業者等に関する内閣府令において、勧誘規制、広告規制、顧客資産の分別管理及び財務の健全性を測る重要な指標として自己資本規制比率などの規制を受けております。これら関連法令に対する違反があった場合には、登録の取消し、業務停止などの様々な行政処分が行われることがあり、そのような場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## レバレッジ規制について

平成21年8月3日に公布された「金融商品取引業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」により、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等についてレバレッジ（証拠金に対する想定元本の比率）規制が導入され、平成23年8月1日からレバレッジが最大25倍に規制されております。今のところ規制の影響と見られる取引高の大幅な減少は見られておりませんが、さらなる規制強化が行われた場合、外国為替証拠金取引の取引高が減少する可能性があります。この場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報の保護について

当社グループは顧客の氏名、連絡先、金融資産の状況や銀行口座などの個人情報を取扱っており、これら個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律及び社内規程等に基づき適切に社内管理を行っております。また、個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合には、個人情報の取扱いや秘密保持に関する契約を行う等、個人情報の取扱いや管理には十分な注意を払っております。しかしながら、外部からの不正アクセスや内部管理体制の瑕疵などにより個人情報が漏洩した場合、又は委託先業者において個人情報が漏洩した場合には、当社グループは監督官庁からの処分や損害賠償請求を受けると同時に社会的信用を失う恐れがあり、この場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 金融商品販売法について

当社グループの事業につきましては、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）による規制を受けております。当社グループでは同法に基づき、勧誘方針のホームページ等での公表や社内規程による取引の仕組みやそのリスクについての説明義務の明確化などにより、コンプライアンスの徹底を図っておりますが、説明義務の違反などがあった場合には、当社グループは損害賠償責任を問われることがあり、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 各種法的規制の改正等について

当社グループは、上記に掲げた法律だけではなく、その他の諸法令及び自主規制団体等の定める諸規定等に従い業務を遂行しており、役職員に対しコンプライアンスの周知徹底に努め、各種法令等の遵守に努めております。今後、当社グループの業務に係る法令等の制定、改正等が行われた場合には、当社グループの業務又は顧客の取引動向に影響する可能性があります、その場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 当社グループの経営基盤について

##### 人員体制について

当社グループは、平成23年11月10日開催の取締役会において、下記のとおり希望退職者の募集等を含む経営合理化策を実施することを決議しております。

経営合理化の内容としては、当社及びひまわり証券従業員の有期雇用契約への変更に加え、希望退職者の募集を通じて人員削減（グループ全体で60名（全対象者の73%）程度の人員削減）を行う予定です。

今後は新しい組織体制の構築に努めるほか、引き続き社員教育等によって従業員の育成に努めてまいります。しかしながら、優秀な従業員の確保ができなかった場合や、従業員が大量に外部へ流出した場合、業務の円滑な執行が困難となる可能性があります、業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 平成23年11月10日に決議した第三者割当増資について

当社は、平成23年11月10日開催の取締役会決議により、I Sホールディングスに対する第三者割当による新株式発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

- 1 発行新株式の種類及び株式数 普通株式 12,500,000株
- 2 発行価額 1株につき 96円
- 3 発行価額の総額 1,200,000,000円
- 4 資本組入額 1株につき 48円
- 5 資本組入額の総額 600,000,000円
- 6 申込期間 平成23年11月30日から平成23年12月29日
- 7 払込期間 平成23年11月30日から平成23年12月29日
- 8 割当先及び株式数 I Sホールディングス 12,500,000株
- 9 資金の使途 当社100%子会社であるひまわり証券株式会社への出資に充当
- 10 前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生及び当社と割当予定先との間で合意された所定の人員削減策（当社及びひまわり証券の従業員の合意退職及び有期雇用契約の締結、3週間程度の実施期間を想定している希望退職募集手続きの実施等）の完了を条件とします。

当該第三者割当増資に係る払込みに係る条件が充足されず、払込みがなされなかった場合、当該第三者割当増資により企図しておりました当社グループの財務基盤の強化及びひまわり証券における自己資本規制比率の向上を達成することができず、当社グループの信用の急激な低下により、安定した事業運営を継続することが難しくなるおそれがあり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 立替金債権の回収について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落等に伴い、株価指数先物・オプション取引顧客について決済損に対する不足金(立替金)が発生し、その残高は平成23年9月30日現在で63億57百万円であります。現在、該当顧客からの債権回収に向けて専門部署を組織し、弁護士の指導のもと鋭意回収作業に努めており、また、速やかに入金されない不足金残高については、個別に回収可能性を勘案して貸倒引当金を計上しております。当第2四半期連結累計期間においても9億5百万円の貸倒引当金を追加計上しております。しかしながら、今後、想定以上の回収不能額が発生した場合には、貸倒引当金の積み増しなどさらなる損失処理が必要となる可能性があり、その場合には当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 借入金の返済について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落に伴う株価指数先物・オプション取引顧客の決済損に対する不足金(立替金)の発生による資金繰りを確保するため、当社グループでは取引銀行からの融資により資金を調達しており、その残高は平成23年9月30日現在で65億62百万円であります。この借入金は、第一義的には顧客からの債権回収によって返済していくこととなりますが、顧客から回収ができない金額については、当社グループの将来の収益によって返済していく予定であります。しかしながら、想定以上の回収不能額が発生した場合や当社グループの業績が想定どおりに推移しない場合には、返済計画の変更が必要となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 資金繰りについて

当社グループは、業務の遂行に必要な資金を機動的かつ安定的に調達する必要があり、資金繰りの適切な管理に努めております。しかしながら、当社グループの経営成績の悪化等により信用力が低下し、必要な資金の確保が困難になった場合や、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされた場合、又は調達自体ができなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 災害や停電等の発生について

当社及び当社連結子会社は同一建物内に事務所を構えており、支店等は設けておりません。災害等により、建物や通信システム等に被害があった場合、あるいは従業員の被災や通勤困難などにより人員の確保が困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループでは、外国為替証拠金取引等をオンライン取引として提供しており、その他の業務も含めコンピュータ・システムに依存しております。そのため、長期にわたる計画停電の実施や、予期せぬ大規模停電が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 重要な訴訟等の提起について

当社グループの事業につきましては、顧客との紛争をはじめ様々な訴訟の対象となるリスクがあります。当第2四半期連結累計期間におきましては、連結子会社ひまわり証券株式会社を被告とする5億40百万円の損害賠償請求訴訟(平成23年9月28日提起)が提起されております。将来、重要な訴訟等が提起された場合や、係争中の訴訟において当社グループに不利な判決等が出された場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 継続企業の前提に関する重要な事象及び状況

当社グループは、前連結会計年度において40億69百万円の当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても18億27百万円の四半期純損失を計上しております。これにより、当第2四半期連結会計期間末の連結純資産は10億46百万円となり、連結貸借対照表上、債務超過の状態となりました。当該状況は「継続企業の前提に関する開示について」(監査・保証実務委員会報告第74号)に基づいて判断すると、継続企業の前提に関する重要な疑義に該当することとなります。

(9) 株式の希薄化について

平成23年11月10日に当社取締役会にて決議した第三者割当により発行される新株式の数は12,500,000株（議決権数で125,000個）であり、当社の平成23年9月30日現在の発行済株式総数7,350,000株（議決権数で69,676個）の170.07%（議決権割合179.40%）にあたります。これにより、当社株式の1株当たりの株式価値及び議決権割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 主要株主である筆頭株主及び親会社の異動について

平成23年11月10日に当社取締役会にて決議した第三者割当の実施後、当社の総議決権数に対するISホールディングスの所有議決権数は64.21%となり、当社はISホールディングスの連結子会社になる予定であります。現時点で当社の経営体制等に大きな変更は予定されておりませんが、ISホールディングスは当社の意思決定に重大な影響を及ぼすことができるため、ISホールディングスによる当社の経営方針についての考え方並びに当社の議決権の行使及び保有株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第9期事業年度）の提出日（平成23年6月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年11月10日）までの間において、以下の各臨時報告書を提出しております。

（平成23年6月30日提出の臨時報告書）

### 1 提出理由

平成23年6月29日開催の当社第9期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本報告書を提出するものであります。



## 2 報告内容

( 1 ) 当該株主総会開催の年月日

平成23年 6 月29日

( 2 ) 当該株主総会の決議事項の内容

第 1 号議案 定款一部変更の件

第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

取締役として山地一郎、犬嶋隆、山地圭二、中野和彦、寺田義秋を選任するものであります。

第 3 号議案 監査役 3 名選任の件

監査役として伊藤健三、大数加祥平、森俊明を選任するものであります。

( 3 ) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議結果 (賛成割合) (%)
第 1 号議案	39,500	2,662	0	(注) 1	可決 (93.69%)
第 2 号議案				(注) 2	
山地 一郎	38,832	3,319	0	"	可決 (92.13%)
犬嶋 隆	38,861	3,290	0	"	可決 (92.20%)
山地 圭二	38,890	3,261	0	"	可決 (92.26%)
中野 和彦	38,868	3,283	0	"	可決 (92.21%)
寺田 義秋	38,873	3,278	0	"	可決 (92.22%)
第 3 号議案				(注) 2	
伊藤 健三	38,834	3,328	0	"	可決 (92.11%)

大数加 祥平	38,885	3,277	0	〃	可決 (92.23%)
森 俊明	38,952	3,210	0	〃	可決 (92.39%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成23年10月14日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社の連結子会社であるひまわり証券株式会社において、下記のとおり損害賠償請求訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

### ア. 当社連結子会社ひまわり証券の概要

- (1) 名称 ひまわり証券株式会社
- (2) 所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 北川 博文
- (4) 事業内容 金融商品取引業
- (5) 資本金 37億30百万円

### イ. 訴訟の提起があった裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成23年9月28日（訴状送達日：平成23年10月12日）

### ウ. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 テラリオンキャピタルマネジメント株式会社
- (2) 所在地 東京都港区東新橋二丁目18番4号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 福井 尚和

### エ. 訴訟の内容および損害賠償請求金額

#### (1) 被告

ひまわり証券株式会社（以下、「ひまわり証券」といいます。）

## （２）訴訟の内容

ひまわり証券は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、日経平均株価が急激な下落を続けたことを受け、取引に対するリスクが急激に高まっていること等から、日経平均株価指数先物・オプション取引に必要な証拠金率の引き上げを実施いたしました。顧客であったテラリオンキャピタルマネジメント株式会社（以下、「原告」といいます。）は、証拠金率の引き上げの適用時期についてひまわり証券の担当者が伝えた情報に誤りがあり、その情報をもとに取引を行い損害が発生したとして、ひまわり証券に対し賠償を求めたものです。

ひまわり証券では、原告からの請求に対して法定の場で適切に対応してまいります。

なお、当該訴訟による当社グループの連結業績に及ぼす影響は、現時点で不明であります。

## （３）損害賠償請求額 5億40百万円

（参考）平成23年3月期末純資産（連結）7億71百万円

（個別）34億76百万円

### （平成23年11月10日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

当社及び当社の連結子会社であるひまわり証券株式会社（以下、「ひまわり証券」といい、当社とひまわり証券とを合わせて「当社グループ」といいます。）は、一刻も早い財務基盤の再構築を企図し、自己資本規制比率の安定化及び事業収益改善のための更なる合理化努力が必要であると考え、当該合理化の一環として、人員削減等の経営合理化を実施することといたしました。

当該経営合理化は当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象であると判断しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### （１）当該事象の発生年月

平成23年11月10日

##### （２）当該事象の内容

###### 希望退職者募集を含む経営合理化の理由

当社グループは、ひまわり証券の主力事業であるFX事業が厳しい事業環境にあること、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落等により発生した、株価指数先物・オプション取引顧客の決済損に対する不足金の回収が想定通りに進まず、貸倒引当金の追加計上等を余儀なくされたこと、平成23年4月から5月にかけて実施した希望退職者募集に伴う退職特別加算金を計上したこと等により、平成24年3月期第2四半期連結累計期間は連結四半期純損失18億27百万円を計上し、平成24年3月期第2四半期末の連結純資産はマイナス10億46百万円となり、連結貸借対照表上、債務超過の状態となりました。また、ひまわり証券単体においても四半期純損失9億49百万円を計上し、自己資本規制比率は、平成23年3月末時点での183.9%から、平成23年9月末時点で150.6%へと低下する状況となっております。

このような状況を受け、当社グループといたしましては、一刻も早く健全な財務基盤を再構築し、自己資本規制比率の安定化及び事業収益改善のための更なる合理化努力が必要であると考え、その一環として、人員削減等の経営合理化を実施することといたしました。

###### 経営合理化の内容

経営合理化の内容としては、当社及びひまわり証券従業員の有期雇用契約への変更に加え、下記の希望退職者の募集を通じて人員削減（グループ全体で60名（全対象者の73%）程度的人员削減）を行う予定です。

なお、これらの人員削減策の完了が、平成23年11月10日に決議いたしました株式会社ISホールディングスへの第三者割当増資における払込の条件となっております。

###### 希望退職者募集の概要

募集対象者	ひまわりホールディングス株式会社及びひまわり証券株式会社の全従業員
募集期間	平成23年11月11日～平成23年11月30日
退職日	平成23年11月30日（予定）

その他	退職者に対しては、退職金に加え特別加算金を支給する。
-----	----------------------------

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

今回の経営合理化における目標削減人数に達した場合、退職特別加算金の総額は約80百万円程度となる見込み(今後変動する可能性があります。)ですが、今後の人件費の削減額は年間約3億40百万円程度を見込んでおります。当該経営合理化に係る費用については、平成24年3月期において特別損失として計上する予定であります。

3. 業績の概要

第10期第2四半期連結会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)及び第10期第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の業績の概要

平成23年11月10日開催の取締役会において承認された第10期第2四半期連結会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)及び第10期第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)に係る四半期連結財務諸表は以下の通りであります。

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに、同規則第63条及び第83条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,899,104	3,379,816
預託金	1, 2, 3 21,168,830	1, 2, 3 18,132,038
トレーディング商品	23,581	-
信用取引資産	5 243,606	5 -
短期差入保証金	1,163,945	244,915
支払差金勘定	8,322	20,341
立替金	2,515,613	627,016
外国為替勘定	2,673,826	6,060,510
その他	336,511	268,063
貸倒引当金	20,291	20,062
流動資産合計	31,013,052	28,712,639
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	67,552	55,430
器具及び備品（純額）	130,137	101,753
リース資産（純額）	83,911	72,797
有形固定資産合計	281,600	229,981
無形固定資産		
リース資産	331,164	264,364
その他	165,251	145,891
無形固定資産合計	496,416	410,256
投資その他の資産		
投資有価証券	64,706	11,926
長期未収債権	4 5,746,429	4 5,962,845
その他	552,545	546,174
貸倒引当金	4 3,298,548	4 4,024,990
投資その他の資産合計	3,065,133	2,495,956
固定資産合計	3,843,150	3,136,193
資産合計	34,856,202	31,848,833

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
トレーディング商品	6,462	-
約定見返勘定	577	-
信用取引負債	5 243,606	5 -
短期借入金	8,979,348	7,612,510
リース債務	159,635	163,471
未払法人税等	21,075	17,724
預り金	616,320	19,501
受入保証金	1,944,257	568,502
外国為替受入証拠金	20,899,950	23,324,964
受取差金勘定	407	-
その他	390,109	615,572
流動負債合計	33,261,751	32,322,248
<b>固定負債</b>		
リース債務	263,713	181,033
退職給付引当金	485,299	275,168
繰延税金負債	132	12
長期未払金	-	42,612
固定負債合計	749,145	498,826
<b>特別法上の準備金</b>		
金融商品取引責任準備金	6 73,841	6 73,861
商品取引責任準備金	6 14	6 24
特別法上の準備金合計	73,855	73,886
負債合計	34,084,753	32,894,961
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,460,000	3,460,000
資本剰余金	740,419	740,419
利益剰余金	3,222,417	5,050,250
自己株式	194,651	194,651
株主資本合計	783,350	1,044,482
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	11,900	1,646
その他の包括利益累計額合計	11,900	1,646
純資産合計	771,449	1,046,128
負債純資産合計	34,856,202	31,848,833

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

## 四半期連結損益計算書

## 第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	751,457	23,879
トレーディング損益	2,389,511	1,773,904
金融収益	17,065	913
その他	83,747	8,289
営業収益計	3,241,782	1,806,986
<b>金融費用</b>	30,056	158,585
純営業収益	3,211,725	1,648,400
<b>販売費及び一般管理費</b>		
取引関係費	1 816,435	1 539,987
人件費	2 810,891	2 468,979
不動産関係費	116,839	87,431
事務費	73,493	65,969
電算機費	922,397	859,181
減価償却費	218,279	139,726
租税公課	19,244	32,926
貸倒引当金繰入額	-	905,546
その他	232,276	261,320
販売費及び一般管理費合計	3,209,858	3,361,069
営業利益又は営業損失( )	1,866	1,712,669
<b>営業外収益</b>		
受取利息	8,591	4,962
その他	6,705	5,149
営業外収益合計	15,297	10,112
<b>営業外費用</b>		
貸倒引当金繰入額	3,001	-
休止固定資産関係費用	-	3 21,321
その他	517	1,144
営業外費用合計	3,518	22,465
経常利益又は経常損失( )	13,645	1,725,022

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期 間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期 間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	10,400	-
貸倒引当金戻入額	1,900	-
退職給付制度終了益	-	4 23,223
特別利益合計	12,301	23,223
<b>特別損失</b>		
金融商品取引責任準備金繰入れ	5,482	20
商品取引責任準備金繰入額	3	10
投資有価証券売却損	-	29,767
投資有価証券評価損	430	-
合併関連費用	3,036	-
退職特別加算金	-	93,443
固定資産除却損	-	7,017
特別損失合計	8,953	130,258
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ( )	16,992	1,832,057
法人税、住民税及び事業税	16,580	2,931
法人税等調整額	27,624	7,155
法人税等合計	11,044	4,224
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四 半期純損失 ( )	28,037	1,827,833
四半期純利益又は四半期純損失 ( )	28,037	1,827,833



## 四半期連結包括利益計算書

## 第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	28,037	1,827,833
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,781	10,254
その他の包括利益合計	6,781	10,254
四半期包括利益	21,255	1,817,578
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	21,255	1,817,578
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（ ）	16,992	1,832,057
減価償却費	218,279	156,783
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1,100	726,212
賞与引当金の増減額（ は減少）	4,160	-
退職給付引当金の増減額（ は減少）	42,428	210,131
金融商品取引責任準備金の増減額（ は減少）	5,482	20
受取利息及び受取配当金	8,722	5,052
支払利息	20,653	158,302
為替差損益（ は益）	15,459	18,372
株式交付費	220	988
固定資産除却損	-	7,017
投資有価証券売却損益（ は益）	10,400	29,767
退職特別加算金	-	93,443
合併関連費用	3,036	-
預託金の増減額（ は増加）	785	7,392
短期差入保証金の増減額（ は増加）	301,628	919,030
顧客分別金信託の増減額（ は増加）	127,000	2,583,000
外国為替取引顧客区分管理信託の増減額（ は増加）	125,248	461,184
商品委託者保護基金預託の増減額（ は増加）	10,000	-
立替金の増減額（ は増加）	4,869	1,888,597
長期未収債権の増減額（ は増加）	1,463	216,415
外国為替受入証拠金の増減額（ は減少）	1,103,914	2,425,014
外国為替勘定の増減額（ は増加）	1,513,910	3,386,683
受入保証金の増減額（ は減少）	80,432	1,375,754
預り金の増減額（ は減少）	45,552	596,818
支払差金勘定の増減額（ は増加）	76,444	12,019
その他	260,923	271,399
小計	545,379	2,096,808
利息及び配当金の受取額	8,210	2,380
利息の支払額	20,697	152,867
法人税等の支払額	9,167	5,965
法人税等の還付額	107,588	79
退職特別加算金の支払額	-	19,102
営業活動によるキャッシュ・フロー	631,313	1,921,332

(単位:千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
担保提供預金の増減額(は増加)	15,000	703,269
有形固定資産の取得による支出	23,510	-
無形固定資産の取得による支出	17,500	9,300
長期前払費用の取得による支出	58,987	7,500
投資有価証券の取得による支出	70,157	-
投資有価証券の売却による収入	55,500	40,302
貸付けによる支出	5,000	1,100
貸付金の回収による収入	1,092	6,943
その他	367	3,998
投資活動によるキャッシュ・フロー	133,194	677,921
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	26,276,808	3,300,000
短期借入金の返済による支出	26,478,327	4,666,838
リース債務の返済による支出	62,962	78,936
その他	573	1,834
財務活動によるキャッシュ・フロー	265,054	1,447,609
現金及び現金同等物に係る換算差額	15,459	18,372
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	217,605	222,571
現金及び現金同等物の期首残高	2,244,919	1,921,363
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,462,525	1,698,792

## 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

## 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更

該当事項はありません。

## 会計方針の変更等

該当事項はありません。

## 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理

該当事項はありません。

## 追加情報

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

1 金融商品取引法第43条の2の規定に基づいて分別管理されている資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
預託金（顧客分別金信託）	3,134,026千円	551,026千円
連結子会社ひまわり証券(株)における顧客分別金必要額	3,114,265千円	531,327千円

2 金融商品取引法第43条の3の規定に基づいて区分管理されている資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
預託金（顧客区分管理信託）	18,011,937千円	17,550,753千円
連結子会社ひまわり証券(株)における顧客区分管理必要額	17,899,501千円	17,452,812千円

3 商品先物取引法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
預託金（基金預託）	10,000千円	10,000千円
連結子会社ひまわり証券(株)における保全対象財産	-	-

4 長期未収債権に含まれている長期立替金は次のとおりであります。なお、これらに対し個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として設定しております。

長期立替金	5,683,940千円	5,908,162千円
-------	-------------	-------------

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
5 差入有価証券及び受入有価証券の時価は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
(1) 差入有価証券		
信用取引貸証券	17,003千円	-
信用取引借入金の本担保証券	199,379千円	-
(2) 受入有価証券		
信用取引貸付金の本担保証券	199,379千円	-
信用取引借証券	17,003千円	-
受入保証金代用有価証券	1,091,517千円	-
6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。		
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
金融商品取引責任準備金	金融商品取引法46条の5	同左
商品取引責任準備金	商品先物取引法221条	同左

## (四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
1 取引関係費の主な内訳は、次のとおりであります。 支払手数料・取引所協会費 362,453千円 通信費 50,535千円 広告宣伝費 371,263千円 旅費交通費 22,901千円	1 取引関係費の主な内訳は、次のとおりであります。 支払手数料・取引所協会費 204,663千円 通信費 44,905千円 広告宣伝費 271,460千円 旅費交通費 14,721千円
2 人件費の中には、賞与引当金繰入額40,336千円、退職給付費用43,476千円が含まれております。	2 人件費の中には、退職給付費用28,473千円が含まれております。 3 現在、稼働を休止しているものの、将来再使用の見込みのある固定資産の減価償却費及び維持費用であります。 4 主として連結子会社ひまわり証券(株)における希望退職の実施により従業員数が大幅に減少したため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理(企業会計基準適用指針第1号)」を適用し、退職給付制度の一部終了に準じた処理を行っております。

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 2,591,528千円	現金及び預金 3,379,816千円
担保に提供した定期預金 129,000千円	担保に提供した定期預金 1,681,000千円
商品取引責任準備預金 3千円	商品取引責任準備預金 24千円
現金及び現金同等物 2,462,525千円	現金及び現金同等物 1,698,792千円

## (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

## 1 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 2 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

## 1 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

## 2 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

前第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（調整額に関する事項）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	外国為替取 引関連事業	有価証券関 連事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	2,384,825	856,451	3,241,277	504	3,241,782	-	3,241,782
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	2,384,825	856,451	3,241,277	504	3,241,782	-	3,241,782
セグメント利益又はセグメント 損失( )	566,775	280,418	286,357	8,112	278,244	276,377	1,866

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、商品取引関連事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 276,377千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

当第2四半期連結累計期間につきましては、CFD取引を除く証券業務及び大証FXから撤退し、外国為替取引関連事業の営業収益が四半期連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載しておりません。

## (金融商品関係)

前連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、外国為替証拠金取引、株価指数先物・オプション取引、CFD取引等のデリバティブ取引の取扱いを主たる業務としており、金融商品取引業者である連結子会社ひまわり証券株式会社にてこれら全ての業務を営んでおりましたが、平成23年3月17日開催の同社取締役会においてCFD取引を除く証券業務及び大証FX取引を廃止することを決議しております。

外国為替証拠金取引は顧客との相対取引を行うとともに、顧客との取引により生じるポジションについて、適時、取引金融機関（カウンターパーティー）との相対取引（カバー取引）を行っております。CFD取引についても、顧客との相対取引及びカウンターパーティーとの相対取引を行っておりますが、顧客取引と同数量・同内容のカバー取引を自動的に行うことにより、価格変動及び為替変動によるリスクを回避しております。

これら業務における資金の調達につきましては、自己資金の他、一時的な運転資金として金融機関からの借入を利用するとともに、カバー取引における証拠金の差入の一部を金融機関による保証状により代用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、預り金、受入保証金、外国為替受入証拠金等の顧客からの預り資産、及びこれらに対する預託金（顧客分別金信託又は顧客区分管理信託）、短期差入保証金が主なものとなります。

顧客からの預り資産は、顧客の契約不履行による信用リスクのほか、外貨建のものにつきましては為替変動リスクに晒されております。

顧客分別金信託及び顧客区分管理信託は、金融商品取引法に基づき、顧客からの預り資産を自己の固有の財産とは区分し、信託財産として信託銀行への預託を行っているものであります。短期差入保証金は、顧客取引の取次ぎに対する証拠金として金融商品取引所へ直接預託されているもののほか、カバー取引の証拠金としてカウンターパーティーへ預託されているものであります。これらは、預託先に対する信用リスクに晒されているとともに、一部の外貨建のものにつきまして為替変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引については為替変動リスクとともに、顧客及びカウンターパーティーの信用リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループにおいては、金融商品取引業者であるひまわり証券株式会社にて、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を毎営業日算出し、自己資本規制比率を適切に把握することで、全般的なリスクの管理に努めております。算出された自己資本規制比率は毎営業日のモニタリングが実施されるとともに、毎月末の自己資本規制比率は同社の取締役会において報告されております。

個々のリスクの管理体制は以下のとおりであります。

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

顧客とのデリバティブ取引においては、必ず取引証拠金を収受しております。外国為替証拠金取引及びCFD取引においては、損失が一定の額に達すると自動的に全ポジションを決済するというマージンカットラインを設けております。株価指数先物・オプション取引についてはマージンカットラインはありませんが、損失が取引証拠金の一定額に達し、かつ翌営業日正午までに追加入金となされない場合には、全ポジションの強制決済を行っております。このような証拠金によるリスク管理とともに、顧客に対しリスク管理の重要性に関する啓蒙を継続的に行っていくことで、顧客に対する信用リスクの低減に努めております。

カバー取引については、カウンターパーティーとして信用度の高い金融機関を選定するとともに、複数のカウンターパーティーと取引を行うことでリスクの分散及び低減を図っております。

## 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

外国為替証拠金取引においては、顧客との取引により生じるポジションにつき、適時、取引金融機関（カウンターパーティー）との相対取引（カバー取引）を行っており、あわせて会社全体の外貨持高の調整を行うことで為替変動リスクを回避しております。また、取引執行部門の各ディーラーに対するポジション限度枠及び損失限度枠について内規により定めることにより、為替変動リスクの低減に努めております。日々のカバー取引に伴う損益及びポジションの状況につきましては、取引執行部門内におけるチェックを行うとともに、独立した管理部門においてもモニタリングを実施しており、二重の管理体制を整えております。また、顧客注文に係るコンピュータシステムにおきましては、取引時間中、係るリスクに備え、常に取引状況を監視しております。さらに、これらの状況については役員によるモニタリングが日々実施されるとともに、取締役会においても報告が行われております。

## 資金調達に係るリスクの管理

一時的な資金需要に備えるため、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しているほか、カウンターパーティーとのカバー取引においては、証拠金の差入の一部を金融機関による保証状により代用することで、リスクの管理を行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格が無い場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預金	2,899,104	2,899,104	-
預託金	21,168,830	21,168,830	-
信用取引資産	243,606	243,606	-
短期差入保証金	1,163,945	1,163,945	-
立替金	2,515,613	2,515,613	-
投資有価証券			
その他有価証券	59,591	59,591	-
長期未収債権	5,746,429		
貸倒引当金（*1）	3,298,548		
	2,447,881	2,447,881	-
資産計	30,498,574	30,498,574	-
信用取引負債	243,606	243,606	-
預り金	616,320	616,320	-
受入保証金	1,944,257	1,944,257	-
外国為替受入証拠金	20,899,950	20,899,950	-
短期借入金	8,979,348	8,979,348	-
負債計	32,683,484	32,683,484	-
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,703,870	2,703,870	-
デリバティブ取引計	2,703,870	2,703,870	-

（\*1）長期未収債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

現金及び預金 預託金 短期差入保証金 立替金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

信用取引資産



契約期間の定めのある信用取引資産であっても契約期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、契約期間の定めのない信用取引資産については時価評価額において反対売買された場合の支払額(帳簿価額)をもって時価とすることから、当該帳簿価額によっております。

#### 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

#### 長期未収債権

長期未収債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金設定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した額と近似していることから当該金額によっております。

### 負債

#### 信用取引負債

契約期間の定めのある信用取引負債であっても契約期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、契約期間の定めのない信用取引負債については時価評価額において反対売買された場合の受取額(帳簿価額)をもって時価とすることから、当該帳簿価額によっております。

#### 預り金 受入保証金 外国為替受入保証金 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,114

これらについては、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

## (注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,899,104	-	-	-
預託金	21,168,830	-	-	-
信用取引資産	243,606	-	-	-
短期差入保証金	1,163,945	-	-	-
立替金	2,515,613	-	-	-
計	27,991,101	-	-	-

(注) 長期未収債権は回収時期を合理的に見積ることができないため、上表には記載しておりません。

## (注) 4 短期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内
信用取引負債	243,606	-	-	-
短期借入金	8,979,348	-	-	-
リース債務	159,635	167,611	84,497	11,604
計	9,382,591	167,611	84,497	11,604

## 当第2四半期連結会計期間末（平成23年9月30日）

預託金、短期差入保証金、立替金及びデリバティブ取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
預託金（注1）	18,132,038	18,132,038	-
短期差入保証金（注1）	244,915	244,915	-
立替金（注1）	627,016	627,016	-
デリバティブ取引（注2）	6,060,510	6,060,510	-

(注) 1 これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

3 デリバティブ取引に関する事項

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照ください。

## (有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

## (デリバティブ取引関係)

## 前連結会計年度末（平成23年3月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

## 通貨関連

	取引の種類	契約額等 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引 売建	192,777,180	191,409,635	1,367,545
	買建	198,126,313	199,432,595	1,306,281

合計	-	-	2,673,826
----	---	---	-----------

(注) 時価の算定方法 連結決算日の直物為替相場により算出しております。

## 株式関連

	取引の種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の 取引	先物取引			
	株価指数			
	売建	459,035	426,462	32,573
	買建	391,581	382,589	8,992
	オプション取引			
	株価指数			
	売建	18,083	13,035	5,048
	買建	3,470	6,573	3,103
	C F D取引			
	株式			
	売建	91,273	91,273	-
	買建	91,273	91,273	-
	株価指数			
売建	243,199	243,199	-	
買建	243,199	243,199	-	
合計		-	-	31,732

(注) 時価の算定方法 証券取引所の最終価格、取引先金融機関より提示された価格により算出しております。

## 債券関連

	取引の種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の 取引	C F D取引			
	債券先物			
	売建	553,271	553,271	-
	買建	553,271	553,271	-
合計		-	-	-

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関より提示された価格により算出しております。

当第2四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)

対象物の種類が通貨、株式及び債券関連のデリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

	取引の種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引			
	売建	253,635,563	248,095,658	5,539,905
	買建	234,108,149	234,628,754	520,605
合計		-	-	6,060,510

(注) 時価の算定方法 第2四半期連結決算日の直物為替相場により算出しております。

株式関連

	取引の種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	C F D取引			
	株式			
	売建	260,080	260,080	-
	買建	260,080	260,080	-
	株価指数			
	売建	272,642	272,642	-
	買建	272,642	272,642	-
合計		-	-	-

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関より提示された価格により算出しております。

債券関連

	取引の種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	C F D取引			
	債券先物			
	売建	696,508	696,508	-
	買建	696,508	696,508	-
合計		-	-	-

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関より提示された価格により算出しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は四半期純損失( )	4円02銭	262円25銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	28,037	1,827,833
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ( )(千円)	28,037	1,827,833
普通株式の期中平均株式数(株)	6,969,710	6,969,699

(注) 1 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

## (第三者割当増資)

当社は、平成23年11月10日開催の取締役会決議により、株式会社ISホールディングス(以下、「ISホールディングス」といいます。)に対する第三者割当による新株式発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

- 1 発行新株式の種類及び株式数 普通株式 12,500,000株
- 2 発行価額 1株につき96円
- 3 発行価額の総額 1,200,000,000円
- 4 資本組入額 1株につき48円
- 5 資本組入額の総額 600,000,000円
- 6 申込期間 平成23年11月30日から平成23年12月29日
- 7 払込期日 平成23年11月30日から平成23年12月29日
- 8 割当先及び株式数 ISホールディングス 12,500,000株
- 9 資金の用途 当社100%子会社であるひまわり証券株式会社への出資に充当
- 10 前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生及び当社と割当予定先との間で合意された所定の人員削減策(当社及びひまわり証券の従業員の合意退職及び有期雇用契約の締結、3週間程度の実施期間を想定している希望退職募集手続きの実施等)の完了を条件としています。

## (希望退職者の募集を含む経営合理化)

当社及び連結子会社であるひまわり証券株式会社(以下、「ひまわり証券」といいます。)は、平成23年11月10日開催の同社取締役会において、希望退職者の募集を含む経営合理化を実施することを決議しております。

## 1 希望退職者募集を含む経営合理化の理由

当社グループは、ひまわり証券の主力事業であるFX事業が厳しい事業環境にあること、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の国内株式相場の急落等により発生した、株価指数先物・オプション取引顧客の決済損に対する不足金の回収が想定通りに進まず、貸倒引当金の追加計上等を余儀なくされたこと、平成23年4月から5月にかけて実施した希望退職者募集に伴う退職特別加算金を計上したこと等により、平成24年3月期第2四半期連結累計期間は連結四半期純損失18億27百万円を計上し、平成24年3月期第2四半期連結会計期末の連結純資産はマイナス10億46百万円となり、連結貸借対照表上、債務超過の状態となりま

した。また、ひまわり証券単体においても四半期純損失9億49百万円を計上し、自己資本規制比率は、平成23年3月末時点での183.9%から、平成23年9月末時点で150.6%へと低下する状況となっております。

このような状況を受け、当社グループといたしましては、一刻も早く健全な財務基盤を再構築し、自己資本規制比率の安定化及び事業収益改善のための更なる合理化努力が必要であると考え、その一環として、人員削減等の経営合理化を実施することといたしました。

## 2 経営合理化の内容

経営合理化の内容としては、当社及びひまわり証券従業員の有期雇用契約への変更に加え、下記の希望退職者の募集を通じて人員削減(グループ全体で60名(全対象者の73%)程度)の人員削減を行う予定です。

なお、これらの人員削減策の完了が、平成23年11月10日に決議いたしました株式会社I Sホールディングスへの第三者割当増資における払込の条件となっております。

## 3 希望退職募集の対象者

募集対象者 ひまわりホールディングス株式会社及びひまわり証券株式会社の全従業員

## 4 募集期間

平成23年11月11日 ~ 平成23年11月30日

## 5 退職日

平成23年11月30日(予定)

## 6 希望退職及び経営合理化による損失の見込額

今回の経営合理化における目標削減人数に達した場合、退職特別加算金の総額は約80百万円程度となる見込み(今後変動する可能性があります。)ですが、今後の人件費の削減額は年間約3億40百万円程度を見込んでおります。当該経営合理化に係る費用については、平成24年3月期において特別損失として計上する予定であります。

## 7 その他重要な特約等がある場合にはその内容

退職者に対しては、退職金に加え特別加算金を支給いたします。

## その他

### 重要な訴訟事件等

当第2四半期連結会計期間において、連結子会社ひまわり証券株式会社(以下、「ひまわり証券」といいます。)を被告とする、5億40百万円の損害賠償請求訴訟(平成23年9月28日提起)が提起されております。

ひまわり証券では、原告からの請求に対して法廷の場で適切に対応してまいります。

なお、当該訴訟による当社グループの連結業績に及ぼす影響は、現時点で不明であります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第10期第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

以上

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月29日

ひまわりホールディングス株式会社

取締役会 御中

### アーク監査法人

指定社員	公認会計士 岩崎 哲 士 印
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 森岡 宏 之 印
業務執行社員	

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているひまわりホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひまわりホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財務状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 重要な後発事象の項に記載のとおり、会社は、資本準備金の額の減少について第8期定時株主総会において決議している。
2. 有価証券報告書における「第5経理の状況 1連結財務諸表等（2）その他 2重要な訴訟事件等」において記載のとおり、会社及び連結子会社を被告として損害賠償請求訴訟が係争中である。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ひまわりホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見



表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ひまわりホールディングス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月29日

ひまわりホールディングス株式会社

取締役会 御中

### アーク監査法人

指定社員	公認会計士 岩崎 哲士 印
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 森岡 宏之 印
業務執行社員	

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているひまわりホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひまわりホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社であるひまわり証券株式会社は、平成23年4月14日開催の取締役会決議に基づき希望退職者の募集を実施した結果、71名の応募があった。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ひまわりホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ひまわりホールディングス株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適

正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

ひまわりホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### アーク監査法人

指定社員	公認会計士 岩崎 哲 士 印
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 森岡 宏 之 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているひまわりホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひまわりホールディングス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象の項に記載のとおり、会社は、資本準備金の額の減少について第8期定時株主総会において決議している。
2. 有価証券報告書における「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (3) その他 重要な訴訟事件等」において記載のとおり、会社他を被告として損害賠償請求訴訟が係争中である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

ひまわりホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### アーク監査法人

指定社員	公認会計士 岩崎 哲 士 印
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 森岡 宏 之 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているひまわりホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ひまわりホールディングス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

ひまわりホールディングス株式会社

取締役会 御中

### アーク監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 岩 崎 哲 士 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 岡 宏 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているひまわりホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ひまわりホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。